

富山県告示第404号

土砂災害特別警戒区域の解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和6年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
諏訪町	富山市八尾町諏訪町、八尾町梅苑町、八尾町東町、八尾町東新町及び八尾町下笹原の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部解除
小見(1)	富山市小見の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部解除
上ヶ島	富山市八尾町上ヶ島及び水口の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部解除
山本(1)	富山市山本の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部解除
友坂(1)	富山市婦中町友坂の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部解除
吉作(6)	富山市吉作の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	解除
古宿(4)	富山市八尾町上笹原の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第405号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和6年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	20.50	中新川郡立山町 利田2218番 1	中新川郡立山町 利田2218番 1	令和6年 9月9日
2	6.00	60.80	砺波市三郎丸127 番 1	砺波市三郎丸127 番 1	令和6年 9月25日

富山県告示第406号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月11日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
----------------	-----	------------	----	---------------	-------------	------

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
射水市二口字轟1090番1	同左	道路場	射水市小島3758番地	有限会社マイホーム富山

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年10月11日

富山県知事 新田 八郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

CADクラフト科 CAD/CAMシステム リース一式 2式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県技術専門学院企画管理課 富山市向新庄町1丁目14-48

3 落札者を決定した日

令和6年9月19日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社富山営業所

富山市牛島新町5番5号

5 落札金額

月額 600,160円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年8月7日

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
小矢部市岡 739番	田	474m ²
小矢部市岡 740番	田	588m ²
小矢部市岡 751番	田	774m ²

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
岡 739番	令和7年3月31日	5年	235円
岡 740番	令和7年3月31日	5年	290円
岡 751番	令和7年3月31日	5年	385円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年10月25日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

